

改善基準告示のQ&Aが発出されました

新告示の条文一関係通達一Q & Aでも解釈困難な内容

2022年12月23日に改正され2024年4月の適用に迫る改善基準告示について、3月31日付けで解釈等を示す「Q & A」が発出されました。改善基準告示の条文及び関係通達では解釈が困難であったことから、適切な運用を期す目的として今回の解釈等を示す「Q & A」が出されましたが、さらに混乱を招く内容になっています。同時に事業者や運転者が関係通達やQ & Aを確認しなければ運用ができないような改善基準告示の遵守などされるのでしょうか。以下は発出された「Q & A」の問題点を一部紹介します。その他の内容についてはトラック部分を抜粋しますので、ご確認くださいませますようお願いいたします。

<一の運行について>

長距離貨物運送の解釈で1日の拘束期間や休息期間が現状維持となる例外的取扱いについて、改めて「一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送」の内容として、一の運行144時間以内において合計で450km以上を走行し、車両内ベッドで宿泊をさせれば長距離貨物運送とすることが明確に示されました。

<運転の中断について>

「運転の中断」については「原則として休憩」を与えるものとなりましたが、その運用にあたっては「業務の実態等を踏まえ、短期的には見直しが難しい等の特段の事情がある場合には、運転の中断時に必ず休憩を与えなければならないものではなく、例えば、荷積み・荷卸しや荷待ちを行ったとしても、改善基準告示違反となるものではありません。」とし、おおむね連続10分以上とする原則休憩は5分はダメで9分は認めるといった曖昧な表現を再度くり返しました。

以上の内容を含め、運用に関してより複雑な改善基準告示になっています。すでに配布している解説本の購読をすすめると同時に、再改定に向けた運動の強化を呼びかけます。

改善基準告示「Q & A」全文：<https://www.mhlw.go.jp/content/001082040.pdf>

事例研究：未払賃金等請求事件

時間外労働割増賃金の支払いに対し、調整手当で総額を固定

トラック運転者による時間外労働割増賃金及び休日労働、深夜労働に対する賃金並びに付加金を求めた裁判において、第1審では被告が就業規則を変更及び新たな賃金体系を導入した上で、割増賃金として支給した。新たな賃金体系が導入されたことで賃金総額や総労働時間は従前とほとんど変わらず、調整手当として、割増賃金の総額から時間外手当の額を差し引いた額となっている。

これに対して福岡高裁は、第1審後にされた弁済をもって賃金の未払はなくなったとして、原告の請求を棄却した。最高裁判所では、トラック運転者の賃金総額から基本給等を差し引いた金額を「割増賃金」として、[労働基準法第37条](#)による割増賃金さえ支払えば、調整手当として減額して賃金総額を固定化させることへの原審の判断の当否が問題となっていました。

2023年3月10日、最高裁判所第二小法廷の判決は破棄差戻しとなり、福岡高裁の原判決を破棄して、再び福岡高裁において裁判がおこなわれます。[令和5年3月10日 第二小法廷判決](#)